

智頭町障がい者就労施設等からの物品優先調達方針

平成26年4月1日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために定めるものとする。

2 調達方針策定の背景及び意義

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障がい者の雇用を支援する積極的な対策を図ることも重要であるが、それに加え、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みも求められている。

このような観点から、障がい者就労支援施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための調達方針を策定する。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全組織での物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

本町において調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等のうち、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達が可能な施設とする。

5 調達の実施

- (1) 障がい者就労施設等からの物品調達に当たっては、障がい者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、庁内各課へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき、原則として、鳥取県東部管内の障がい者就労施設等との随意契約により契約を締結する。

6 調達目標額

本年度の本町が達成すべき調達目標額については、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとし、翌年度以降においては前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

7 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に実績をとりまとめ町のホームページ等を通じて速やかに公表する。